



令和1年9月号

在留カードの更新・再交付・返納についてQ & A

Q：在留カードの有効期間の更新申請手続を行おうと思っていたところ、入院してしまい申請ができなくなりましたが、どうしたらよいですか。

A：疾病により自ら
在留カードの有効期間更新申請等ができない場合は、同居する親族が代わって手続をしなければなりません。手続をするべき親族が申請等をしなかったときは5万円以下の過料に処せられることがあります。

Q：在留資格「永住者」又は「高度専門職2号」を有する成人の者で、在留カードの有効期間を超えてしまいましたが、どうしたらいいですか。また、住民基本台帳から私の住民としての登録もなくなるのですか。

A：在留カードの有効期間が経過した場合であっても、在留カードの有効期間更新申請は必要であり、できるだけ早く手続をしてください。なお、在留カードの有効期間を経過したことのみに基づいて外国人住民に係る住民票が消除されることはありません。

Q：在留カードを紛失すると、どのくらいの期間内に再発行の手続をとらなければいけませんか。また、紛失に対する罰則等がありますか。

A：在留カードを紛失した場合、その事実を知った日（本邦から出国している間に当該事実を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に地方出入国在留管理局で在留カードの再交付申請をしなければなりません。

また、在留カードの紛失自体に対する罰則等の規定はありませんが、紛失による在留カードの再交付申請を申請期間中に行わなかったときは、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

Q：在留カードを紛失した場合や、再交付を受ける場合の手数料はどれくらいかかるのですか。

A：紛失、盗難、滅失等の理由による在留カードの再交付に手数料はかかりません。また、著しい毀損、汚損、ICチップの記録の毀損を理由とする在留カードの再交付にも手数料はかかりません。

ただし、毀損等の場合以外で在留カードの交換を希望するときには、実費を勘案した手数料（1,300円）がかかります。

Q：再入国する予定で出国したのですが、もう日本に戻らないことになりました。持っている在留カードはどのようにすればよいですか。返納するのであれば、どこに送ればよいですか。

A：再入国許可を受けて出国した中長期在留者の方で、再入国の許可の有効期間内に再入国しなかった場合は、その事由が生じた日から14日以内に、法務大臣に対し、在留カードを返納しなければならないこととされています。この場合、在留カードを次の事務所に郵送してください。

（返納郵送先）〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局おだいば分室

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町1-8-14 サンリープ小金井305（キリン社会保険労務士事務所内）

T E L 042-316-6420 F A X 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>